

## 岩手町地域企業経営継続支援事業費補助金について

### 【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する中小企業者の経営の継続を支援し、地域経済の維持を図るため、対象事業者に家賃補助を行う。

### 1 補助対象者

町内に事業所のある中小企業者で指定する業種の事業者  
(小売業、宿泊業、飲食業及びサービス業)

### 2 対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

### 3 補助額

1か月の家賃<sup>\*1</sup>の1/2<sup>\*2</sup>以内（上限10万円）とし、3か月以内まで（最大30万円）

※1 消費税等及び水道光熱費等が含まれる場合は控除した額

※2 補助率1/2（町1/4、県1/4）

### 4 補助金交付条件

- 令和2年4月～9月の間で売上が1月でも前年同月比50%以上減少した者。  
(創業から1年未満の者は創業から直近月までのいずれかの月との比較とする。)
- 令和2年2月～9月の間で、連続する三月の売上合計が前年同期と比較して30%以上減少した者。  
(創業から1年未満の者は連続する三月より前のいずれか一月の売上を3倍したものと  
の比較とする。)
- 指定業種を営む者。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条  
第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- 補助事業者が賃借する不動産が補助事業者の役員又は役員が経営する法人若しくは補  
助事業者と生計を一にする者の名義となっていないこと。